

秋田地方最低賃金審議会
令和3年度第3回 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和3年10月12日(火) 14:55～15:25

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に関する金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局から資料により関係業種の全国の答申状況の説明後、金額審議について個別協議(公労会議、公使会議)を行った。その結果、労働者側、使用者側の合意が見られ、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金について、15円引上げて時間額を910円とすることで全会一致したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもって秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。
- (2) 事務局から後日答申内容の記者発表を行う旨説明があった。